

## 公務災害補償等認定委員会 会議録

### 1 日 時

令和4年12月5日（月）～令和4年12月13日（火）

### 2 開催方法

書面開催

### 3 委員

|     |    |    |
|-----|----|----|
| 委員長 | 仲里 | 建良 |
| 委員  | 浅川 | 共子 |
| 委員  | 高橋 | 和磨 |
| 委員  | 廣澤 | 信作 |
| 委員  | 丸山 | 幸子 |

### 4 議事の要領

#### <質疑等>

- ・ 医学的な所見は次のとおり。

画像から頸椎 C1 の骨折が確認できる。

災害発生の状況から、階段を下る途中で足を滑らせ、前のめりに倒れ右頬を地面に打ち付けたことで、本件傷病を発症したことは十分に考えられる。

レセプトにおける既往歴に骨粗鬆症が見受けられることから、「頸椎 C1 骨折」については素因・基礎疾患が認められる。「頸椎 C1 骨折」の治療期間については、素因・基礎疾患が認められることから、急性症状消退日までとすべきである。急性症状消退日は、主治医の言うとおりに、令和4年2月15日とするのが妥当である。

「右頬部切創」の治療期間及び本件各傷病の治療内容は問題ない。

また、骨粗鬆症の検査結果については委員会で事案の検討をするにあたり、事前に徴取したほうがよい。

#### <意見（全委員一致）>

公務上の災害と認められる。ただし、「頸椎 C1 骨折」については、素因・基礎疾患が認められ、急性症状に限り認められる。

5 議決事項

付議案件については、全委員の意見一致により、次のとおりの意見とする。

|      | 意見   |
|------|--|
| 事案 1 | 公務上の災害と認められる。<br>ただし、「頸椎 C1 骨折」については素因・基礎疾患が認められ、急性症状に限り認められる。 |